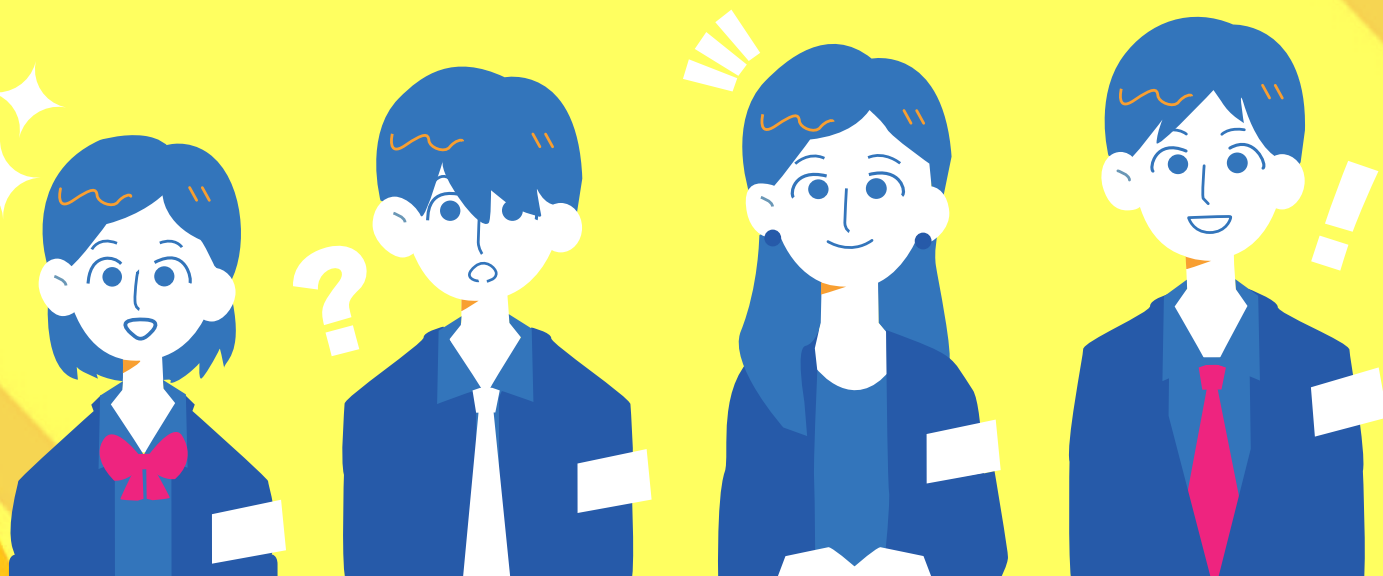


期日前投票所

募集!

投票立会人

なにしてる? 見てみよう 選挙の裏側



対象

満18歳以上29歳以下の方

豊田市選挙管理委員会では、

若い世代の方々に政治や選挙に関心を持っていただき、

選挙を身近に感じていただくために、

若い世代の皆様を対象に各種選挙における

期日前投票所での立会人を募集します。

詳しくは
裏面へ→

投票立会人とは？

「期日前投票所」において、投票が公正かつ適正に行われているかを監視する役職です。

応募資格

次のすべての要件に該当する方

- 申込み時点で豊田市の選挙人名簿に登録されている方
(豊田市内に引き続き3か月以上住所を有する日本人の方)
- 満18歳以上29歳以下の方

※特定の候補者の政治活動又は選挙活動を行っている方は、お申し込みをご遠慮ください。

※高校生の方は、学校の許可を得てお申し込みください。豊田市選挙管理委員会事務局から学校に確認させていただきますので、ご承知おきください。

立会日

各種選挙の公示又は告示日の翌日から選挙期日の前日までのうち希望日

※参考：衆議院選は11日間、参議院選は16日間、市長及び市議選は6日間、県知事選は16日間、県議選は8日間。期間が変更になる場合も有り。

場所・時間・報酬額

- 立会場所：豊田市役所、豊田市役所各支所、T-FACE (全13か所)
- 立会時間：午前8時15分～午後8時15分 (昼休憩1時間含む。)
- 報酬額：11,375円～14,300円 (R8衆議院議員総選挙の例)

※立会場所・時間により異なります。

※報酬額から所得税を控除します。また、交通費及び食事代の支給はありません。

※報酬額は変更になることがあります。

問合せ先

豊田市選挙管理委員会事務局

〒471-8501

豊田市西町3丁目60番地

電話：34-6667 (直通)

FAX：31-8623

メール：senkyo@city.toyota.aichi.jp

申込方法・登録後の流れ

① 申込



「豊田市期日前投票立会人登録申込書」に必要事項を記入の上、豊田市選挙管理委員会事務局（豊田市総務部庶務課内）にご持参ください。

※申込書は、市ホームページからダウンロードしていただくか、豊田市選挙管理委員会事務局で配布しています。

※電子メール・郵送等による提出はできません。

※申込みは随時受付しています。

(原則、豊田市役所窓口開庁時間)

② 登録



「豊田市期日前投票立会人登録申込書」を豊田市選挙管理委員会事務局で確認の上、お申し込みされた方を豊田市選挙管理委員会事務局で、「豊田市期日前投票立会人登録台帳」に登録します。

①登録辞退の申出をされた、②豊田市の選挙人名簿から抹消された、③年齢が30歳に達した、のいずれかに該当した場合は、登録台帳から抹消されます。

③ 通知



選挙の執行が近くなりましたら、豊田市選挙管理委員会事務局において資格要件を確認し、要件を満たしている登録者あてに文書又は電話にてご都合を確認した後、他の登録者と調整して立会日時や会場を決定の上、就任を依頼します。(登録されている方でも、募集人数等の都合により、依頼できない場合があります。)

※期日前投票立会人に従事いただく方には改めて選任通知を送付します。

・従事いただく場合は、市への口座登録及び個人番号(マイナンバー)報告書類の提出が必要になります。